

「受益者負担の適正化に関する基本方針」の改定について

市では、市民間の公平性の確保と市民サービスの向上を目指すとともに、行政のマネジメントを改善することを主な目的として、2010年8月に「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定し、受益者負担の適正化に向けて使用料、手数料等の見直しを進めてきました。

そのなかで、町田市5ヵ年計画17-21における行政経営改革プランに基づき、さらなる受益者負担の適正化を図るために、2019年2月に基本方針を改定しました。

1 改定にあたっての課題

（1）減価償却費の取り扱い

2012年度に導入した新公会計制度では、行政評価シートの行政コスト計算書に減価償却費を含めている一方、基本方針には減価償却費についての記載がないため、その取り扱いの整理が必要です。

（2）サービス区分の見直し

体育施設等使用料を徴収している体育施設のうち、プール、テニスコートは区分Ⅳに位置付けられている一方、体育館（メイン・サブアリーナなど）は区分Ⅲに位置付けられています。このため、区分の整理が必要です。

（3）サービス原価の算定期と公表

市は、毎年度サービス原価の算定を実施していますが、各サービス原価の算定期を予算編成スケジュールに合わせて揃える必要があります。

2 今回の改定内容

（1）減価償却費のサービス原価への算入の有無を明記しました。

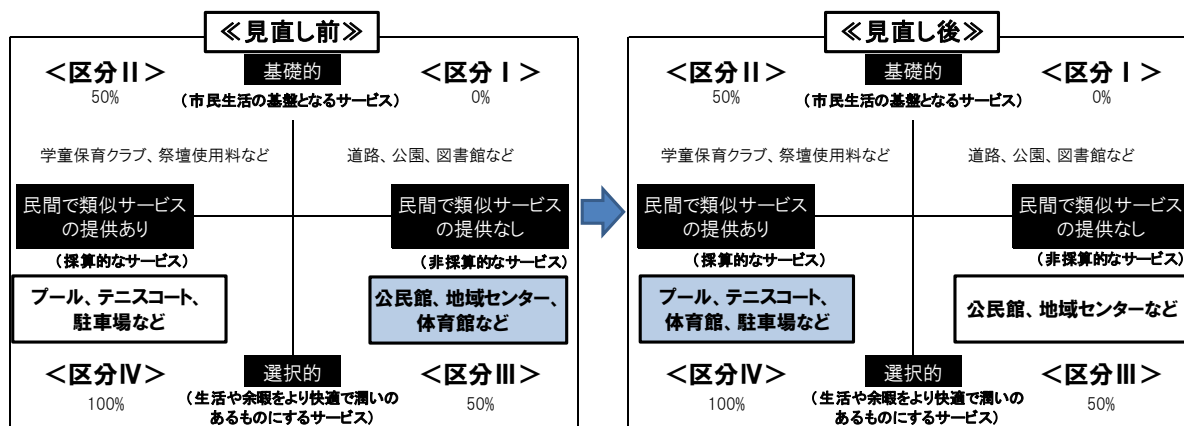
減価償却費の取扱いについて、区分ⅠからⅢまでのサービス原価には、減価償却費を含めないこととします。区分Ⅳのサービス原価には、原則、減価償却費を含めます。

（2）体育館の区分を見直しました。

体育館の区分について、体育施設等使用料を徴収している他の施設と同じ区分にするため、区分Ⅲから区分Ⅳに移行します。

(3) サービス原価の算定期限と公表方法を明記しました。

毎年7月にサービス原価を算定します。また、サービス区分に応じた受益者負担割合に対するサービス原価に基づく受益者負担割合を、毎年9月に市ホームページで公表します。



3 今後の予定

2019年3月11日	改定後の基本方針を市ホームページで公表
2019年9月	サービス原価に基づく受益者負担割合の公表
2019年12月(以降)	料金改定にかかる条例改正議案の提出
2020年4月(以降)	上記条例改正に伴う料金の改定

受益者負担の適正化に関する基本方針

はじめに ～受益者負担の適正化の背景と必要性～

市は、行政の責務として「社会的公平・公正の追求」を負っています。

そのため、誰もが利用できる施設やサービスであるにもかかわらず、利用者が固定化・独占化されることは、公平・公正の視点から問題といわざるをえません。

また、一部の施設駐車場では、施設利用以外での駐車や長時間駐車のため、本来の利用が阻害されているといった状況も見受けられます。施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいれば、その受益に対して負担をしていただくことが、市民間の不公平をなくすことにつながります。

受益者負担の適正化は、歳入確保という側面でもとらえられがちですが、歳入確保が主目的ではありません。市民間の公平性の確保と市民サービスの向上を目指し、行政のマネジメントを改善することを主な目的として取り組むものです。

第1 基本的な考え方

1 受益者負担の適正化の2原則

(1) 負担公平の原則

特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要です。

(2) 負担均衡の原則

行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

2 受益者負担額算定方法の明確化 ～サービス原価による算出～

(1) 市が提供するサービスに係る費用を原価を基に算出し、これを受益者負担額算出の根拠とします。

(2) 市が提供するサービスは多岐にわたるため、サービスを性質別に分類し、サービス分類ごとの受益者負担割合を設定することによって、税負担と受益者負担との均衡を図ります。

3 受益者負担割合の公表

市民に受益者負担の適正化を理解してもらうとともに、行政のマネジメントの改善を推進するために、受益者負担の根拠となるサービス原価の算定結果と受益者負担割合を公表します。

第2 受益者負担の見直し対象

1 一般会計

- (1) 負担金・・・・・・・・・・保育所運営費負担金など全ての負担金
- (2) 使用料・・・・・・・・・・地域センター使用料、学童保育クラブ育成料など全ての使用料
- (3) 手数料・・・・・・・・・・戸籍手数料、持ち込みごみ手数料など全ての手数料
- (4) 雑入・・・・・・・・・・講習会等参加費
- (5) 市に歳入はないが自己負担額があるもの・・・・健康診査、予防接種

2 下水道事業会計

- (1) 負担金・・・・・・・・・・下水道事業受益者負担金
- (2) 使用料・・・・・・・・・・下水道使用料、下水道用地占用料
- (3) 手数料・・・・・・・・・・排水設備工事店指定等手数料、境界図等証明手数料

3 その他の会計等

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、病院事業、学校徴収金等については、別途必要に応じて検討を行います。

第3 サービス原価の捉え方

1 負担金・使用料

人件費、物件費、維持補修費及び減価償却費を対象とします。ただし、減価償却費については、区分ⅠからⅢまでのサービス原価には、減価償却費を含めないこととします。区分Ⅳのサービス原価には、原則、減価償却費を含めます。なお、サービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等にかかる経費は対象外とします。

2 雑入

人件費、物件費及び減価償却費を対象とします。ただし、減価償却費については、区分ⅠからⅢまでのサービス原価には、減価償却費を含めないこととします。区分Ⅳのサービス原価には、原則、減価償却費を含めます。なお、サービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等にかかる経費は対象外とします。

3 手数料

1件当たりの処理に要する額（人件費、物件費）を対象とします。

第4 受益者負担の見直しの考え方について

受益者負担には、市が独自に料金設定を行うものもあれば、国・都の基準があるものや、法令等により受益者負担額が具体的に決まっているものもあり、それぞれ別の方法にて見直しを行う必要があります。以下に、受益者負担の種別ごとの見直しの考え方を示します。

＜図 1 受益者負担の種別ごとの見直しイメージ＞

No	種別	サービスを分類する基準	サービス区分	受益者負担割合
1	使用料・雑入	①サービスが基礎的なものか、選択的なものか	区分Ⅰ	0%
			区分Ⅱ	50%
		②民間で類似サービスの提供の有無	区分Ⅲ	50%
			区分Ⅳ	100%
2	手数料	-	-	100%
3	国・都の基準などがあるもの	-	-	個別に見直し
4	法令等により受益者負担がなく具体的に定められているもの	-	-	減免基準を見直し
5	類似のサービスの対価を参考にするもの	-	-	民間・近隣自治体を参考にする

1 使用料・雑入

市が提供する公共サービスは、道路、公園、図書館等の市民全般に関わりのある無料のサービスから、特定の市民が利用する体育施設の利用など多岐にわたります。そのため、受益者負担を検討するにあたっては、サービスの種類に応じて税負担と受益者負担の均衡を図る必要があります。そこで、市が提供するサービスを以下に示す2つの基準の組み合わせにより、4つの区分に分類し、この区分に税負担と受益者負担の均衡を図るためのサービス区分別の受益者負担割合を設定します。

但し、社会情勢や環境の変化に応じて、サービス区分の見直しを行うこととします。

(1) サービスを分類する2つの基準

①サービスが基礎的なものか、選択的なものか

- ・基礎的なもの…市民生活の基盤となるサービス

生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービス

- ・選択的なもの…上記「基礎的なもの」以外の、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービス

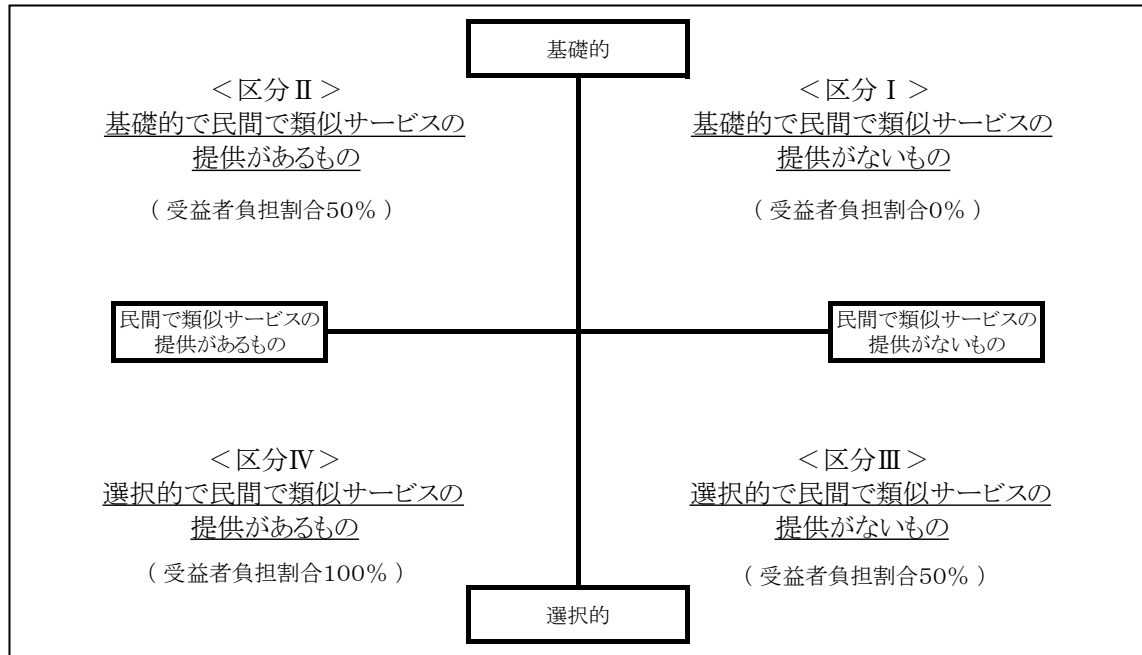
②民間で類似サービスの提供があるものか、提供がないものか

(2) 4つのサービス区分

上記(1)で示した基準により、サービスは図2に示す4つの区分に分類されます。

- ① 区分Ⅰ…基礎的で民間で類似サービスの提供がないもの
- ② 区分Ⅱ…基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの
- ③ 区分Ⅲ…選択的で民間で類似サービスの提供がないもの
- ④ 区分Ⅳ…選択的で民間で類似サービスの提供があるもの

＜図2 サービス区分＞



(3) サービス区分別の負担の考え方と受益者負担割合

① 区分Ⅰ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供がないもの

(道路、公園、図書館など)

【負担の考え方】市民生活に不可欠であり、基礎的なもので公共性が高い。行政による提供が必要なサービスであり、サービスに係る費用は税で負担する。

受益者負担割合 0%

② 区分Ⅱ・・・基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの

(学童保育クラブ、市営住宅共益費、祭壇使用料など)

【負担の考え方】特定の個人に対する必需的なサービスで、行政がサービス提供を行っているが民間でもサービス提供されているものであり、サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。

受益者負担割合 50%

③ 区分Ⅲ・・・選択的で民間で類似サービスの提供がないもの

(公民館、地域センター、講習会参加費など)

【負担の考え方】個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、選択性が高いが、非採算的サービスであるもの。サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。

受益者負担割合 50%

④ 区分Ⅳ・・・選択的で民間で類似サービスの提供があるもの

(プール、テニスコート、**体育館**、駐車場、自然休暇村など)

【負担の考え方】他の区分に比べて行政が提供する必然性が少ない。選択性が高く、採算的なサービスであるもの。サービスに係る費用は受益者が負担する。

受益者負担割合 100%

2 手数料

手数料は、各種証明など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供にかかる費用を徴収するものであるため、受益者負担割合は100%を原則とします。

ただし、家庭ごみ処理手数料は政策上の負担を求めているものであり、本来の手数料と異なるため例外とします。

3 国・都の基準などがあるもの

- ・ 保育所運営費負担金・・・国徴収基準額を参考とします。
- ・ 老人福祉費負担金・・・・国徴収基準額を参考とします。
- ・ 行政財産使用料・・・・財産の価値及び、負担の割合を設定する根拠を明示し料金設定します。
- ・ 下水道使用料・・・・地方財政法 6 条による公営企業の独立採算制の原則を基本とし、長期的収支見通しに基づきます。
- ・ 下水道事業受益者負担金・都市計画法 75 条（受益者負担金）の趣旨に基づきます。
- ・ 入院助産負担金、道路占用料、公園用地占用料、開発許可関係手数料 等
・・・・・・・・東京都基準額に準拠します。
- ・ 健康診査・予防接種に係る自己負担金額・・・・サービス原価を基礎とし、受診や接種の促進を考慮し料金設定します。

4 法令等により受益者負担額が具体的に定められているもの

高齢者住宅使用料、わさびだ療育園使用料、ひかり療育園使用料、市営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、すみれ教室使用料 等

5 類似のサービスの対価を参考にするもの

サービス原価で算定した金額で設定すると民業を圧迫する恐れがあるものや、妥当性を欠くものについては、民間や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額により設定します。

施設駐車場使用料 等

第5 具体的な取組について

上記第4で示した受益者負担の見直しの考え方の種別ごとに、第1で示した基本的な考え方に基づき、以下のとおり見直しを行います。

見直しにあたっては、毎年、7月にサービス原価を算定し、各サービス区分に応じた受益者負担割合であるかを確認し、乖離がある場合には、次年度予算に向けて、その解消に向けた見直しを行います。類似のサービスの対価を参考にしているものについては、民間や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額と比較し、乖離がある場合には、次年度予算に向けて、その解消に向けた見直しを行います。

また、サービス原価に基づく受益者負担割合（3カ年分）を毎年9月に市ホームページで公表します。

1 使用料・雑入

サービス区分ごとに設定した受益者負担割合に満たないものについて、見直しを行います。

2 手数料

受益者負担割合が100%に満たないものについて、見直しを行います。

3 国・都の基準などがあるもの

個々のサービスごとに受益者負担額の見直しを行います。

4 法令等により受益者負担額が具体的に定められているもの

市が独自に減免を行っているものについては、減免基準についての見直しを行います。

第6 減額・免除

1 減免の実施は、受益者負担の適正化の観点から、社会政策的な配慮を要するものや、応能負担の原則に基づくものについて、本来の目的や必要性に則し、限定的に行われるべきものとしします。

2 その他、減免については、以下にしたがって設定します。

- (1) 既に当該サービスに対する補助が行われているときは、減免対象としない。
- (2) 関係法令で減免基準が定められている場合はその規定に拠る。
- (3) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱等で明確に定める。